

商工会だより



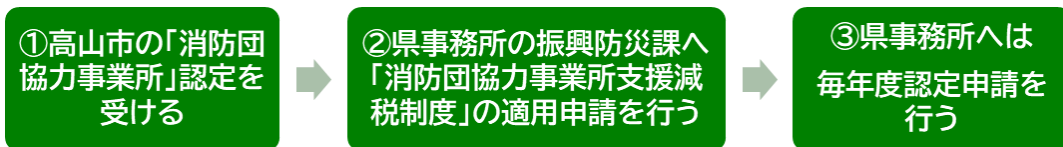
発行：高山西商工会

消防団員を雇用する事業者への支援制度

岐阜県では、地域防災力の中核として大きな役割を果たしている消防団の活動に協力する事業所に対し、減税制度を行っております。

| 「消防団協力事業所支援減税制度」とは | 控除額 |
|--|--|
| 消防団の活動に協力する事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)を有する法人又は個人を支援する、岐阜県の制度です。事業税の控除を受けることができます。 | 事業税額の2分の1に相当する額(上限100万円。従業員等の数に占める消防団員数の割合が1割以上の場合は上限200万円。) |

支援制度を受ける手順



①高山市の「消防団協力事業所認定」を受けるには
高山市で定める「認定基準」を満たした上で高山市へ申請してください。

高山市の認定基準

次のすべてに該当していることが条件となります。(ただし消防関係法令に違反している場合は除く)

- ①従業員が消防団員として、1人以上入団している。
- ②従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。

②県事務所の振興防災課へ「消防団協力事業所支援減税制度」の適用申請を行う

| 法人企業の申請期限 | 個人事業所の申請期限 |
|------------------|----------------------|
| 各事業年度の終了日から1か月以内 | 各年12月31日から所得税の申告期限まで |

③県事務所へは毎年度認定申請を行う ←お忘れなく！

・申請先 県事務所振興防災課 ※認定要件等は、県HP又はリーフレットを御確認ください。
(県HP) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12961.html>

「高山市デジタル技術活用促進支援事業補助金」のご紹介

高山市では商工会等の支援を受けて、デジタル技術を活用することにより事業者の生産性を高める取組み、事業者の働き方改革を推進する取組み及び人材不足を補う取組みを行う事業者に対して、市独自の補助金を交付(補助率1/2・上限30万円)します。

活用例

- ・会計システム導入による経理時間の削減
- ・クラウド活用による業務効率化
- ・施工管理アプリ 等

「小規模企業景気動向調査(2月期)」の報告書について
全国の商工会地区の2026年2月期の小規模企業景気動向調査の結果につきまして報告書を掲載いたします。調査対象：全国約300商工会の経営指導員 調査時点：2026年2月末
調査方法：対象商工会経営指導員による調査票への選択記入式



<https://x.gd/SrV3K>

一之宮本所
〒509-3505

高山市一之宮町3575-1
TEL:0577-53-3112
FAX:0577-53-3129

清見支所
〒506-0102

高山市清見町三日町165
TEL:0577-68-3366
FAX:0577-68-2570

荘川支所
〒501-5413

高山市荘川町新淵446
TEL:05769-2-1019
FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
LINEアカウント

融資のご相談は商工会へ！
日本政策金融公庫
「マル経融資」
利率2.5%
(令和8年4月1日改定)



経営発達支援計画評価会議を行いました

「経営発達支援計画」とは、**商工会・商工会議所が、小規模事業者（小規模企業）を継続的に成長させるための“地域版の成長サポート計画”**のことです。国（経済産業省）が認定する公的な計画で、この計画に基づいて、小規模事業者に向けた**経営力アップ・販路開拓・生産性向上**などの支援を行っています。

1. 誰が作る計画？→商工会商工会議所あなたの地域の商工会・商工会議所が、「地域の小規模事業者をどう成長させるか」という方針をまとめたものです。
2. 何のための計画？→小規模事業者が抱える課題を解決し、売上アップ・経営改善・新規顧客獲得につなげるための商工会の行動計画です。

4/27（月）、令和7年度の「評価会議」を開催しました。令和7年度には会計セミナーでご指導くださったコンサルティングシストの伊藤慎悟先生を外部専門家として、また、高山市商工振興課長様を評価委員としてお越しいただき、取り組みへの評価を頂きました。評価いただいた内容については当会ホームページにて公表しておりますのでご覧ください。<https://x.gd/k63fb>



新加入の事業者さんのご紹介

令和8年度第1回(4月度)理事会において加入承認を受けた事業者さんをご紹介します。

| 加入者名 | 事業所名 | 地区 | 事業概要等 |
|---------|-------------|---------|---|
| 吉竹保利 さん | 木風舎(もくふうしゃ) | 荘川(野々俣) | 手打ち蕎麦店を自宅にて創業準備中。 夏頃オープン予定 |
| 手塚一良 さん | ANALOGSTYLE | 一之宮(寺元) | クラフト(革製品)製造・販売店舗を4/21、自宅にてオープン。クラフト教室も開催。 |

工場・店舗などの事業者向けの「省エネ設備導入補助金」のご案内

| 補助金名称 | 岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入事業) |
|--------|---|
| 制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等が脱炭素化とエネルギーコスト低減を目的として省エネ効果の高い設備を導入する際に補助金を交付する事業です。 ・リース契約により省エネ設備を導入する場合も、補助対象になります。 |
| 補助率等 | 補助率 ・3分の1以内 ○補助上限額 ・上限：1,000万円（1補助事業者あたりの上限1,000万円） ・下限：30万円 |
| 主な補助要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等（個人事業主を含む。）であること（リース契約の場合は、リース事業者ではなく補助対象事業者が中小企業等であること）。 ・省エネルギー診断（R5からR8年度実施分）の結果に基づき、省エネ設備の新規導入・更新を行うこと。 ※以下いずれかの、「知事が認める省エネ診断」が必要です。 ①（一財）省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」 https://www.shindannet.jp/ ②（一社）環境共創イニシアチブ「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」 https://shoeneshindan.jp/ ③（一財）岐阜県公衆衛生検査センター「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業費補助金」 https://gifudatsutanso.jp/support ・令和9年2月28日までに設置が完了すること。 ・工事の契約が済んでいるものは原則として対象としません（交付決定後に契約してください）。 ・その他、詳細な要件は補助金交付要綱や申請要領をご確認ください。 |
| 募集期間 | 令和8年4月27日（月曜日）から6月5日（金曜日）まで |

商工会だよりは事業主様だけでなく、後継者様や奥様等、事業に携わる皆様をご覧ください
経営情報や当会の事業の様子は随時ホームページに掲載しています。ご覧ください→

